

新座市水道管等設計施工基準

令和 4年 6月 1日施行

はじめに

この基準は、新座市において水道管等に係る設計及び施工管理業務を行う際に適用するものとする。また、新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成14年新座市条例第30号）に基づく開発行為等を行う場合において、布設する配水管及び給水管（以下「管路」という。）についても同様とする。

本基準以外の項目は、埼玉県土木工事实務要覧（埼玉県）、一般社団法人日本ダクタイル鋳鉄管協会発行の技術資料、及び給水装置設計施工指針（新座市 インフラ整備部）並びに水道施設設計指針（社団法人 日本水道協会）によるものとする。

1 管路の計画

① 管種

φ50mm以下 波状ステンレス鋼管、φ75mm以上 口径別配水管
使用管種表によるものとする。

口径別配水管使用管種表

口径(mm)	管種	材質	配水管種類※1	接合仕様※2
φ75	DIP-GX S種	ダクタイル鋳鉄管	支管	Bパターン
φ100	DIP-GX S種	ダクタイル鋳鉄管	支管	Bパターン
φ150	DIP-GX S種	ダクタイル鋳鉄管	支管	Bパターン
φ200	DIP-GX S種	ダクタイル鋳鉄管	支管	Bパターン
φ250	DIP-GX S種	ダクタイル鋳鉄管	支管	Bパターン
φ300	DIP-GX S種	ダクタイル鋳鉄管	本管	Bパターン
φ350	DIP-GX 1種	ダクタイル鋳鉄管	本管	Aパターン
φ400	DIP-GX 1種	ダクタイル鋳鉄管	本管	Aパターン
φ450	DIP-GX 1種	ダクタイル鋳鉄管	本管	Aパターン
φ500	DIP-NS 1種	ダクタイル鋳鉄管	本管	Aパターン
φ600	DIP-NS 1種	ダクタイル鋳鉄管	本管	Aパターン

※1 新座市では、φ300mm以上の配水管から給水分岐を行わないことから、φ300mm以上の配水管を「配水本管」、φ250mm以下の配水管を「配水支管」と定めている。

※2 Aパターンとは、1種管に挿し口加工を施す接合仕様のことを言い、Bパターンとは、切管ユニットを使用する接合仕様のことを言う。

但し配水支管の工事において、受注業者の都合により、Bパターンにて1種管を使用する場合は承諾可能とする。

② 材料の規格

使用する材料は、日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本水道協会規格(JWWA)等に適合するものとする。

また、これによりがたい場合は、新座市の承認を得られた材料を使用すること。

③ 管径

分岐戸数により給水装置設計施工指針に従うものとする。しかし、地域性、又は将来的な給水需要の増加等により必要があると認められる場合は、増径するものとする。

また、開発行為において配水管として市に帰属する場合は、 $\phi 100\text{mm}$ 以上を標準とする。

なお、 $\phi 100\text{mm}$ 未満の配水管とする場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

④ 土被り

汚水管、雨水管の取り付け管等に支障がない様配慮の上、配水管の土被りは舗装厚に 300mm を標準とする。

なお、他埋設管管理者と調整がつけばその限りでない。(ただし、最低土被りは 1.0m とする。)

また、当該道路が帰属される場合や公道に埋設の場合は、各道路管理者と協議の上決定すること。

⑤ 管の接合

一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会発行の技術資料及び給水装置設計施工指針(新座市 インフラ整備部)並びに水道施設設計指針(社団法人 日本水道協会)によるものとする。

⑥ 排泥設備

行き止まり道路等、配水管の端末には、必ず排泥設備を設けることとする。

排泥管の管径は、配水管の口径が 75mm 未満の場合は、 $\phi 25\text{mm}$ を標準とし、配水管の口径が 75mm 以上は、 $\phi 50\text{mm}$ を標準とする。

また、その排泥管は、近くの雨水人孔、近くに雨水人孔がない場合は、近くの道路集水桝に接続するものとする。

但し、やむを得ない場合は、汚水人孔に接続できるものとする。

なお、接続先は、担当部署と協議の上決定するものとする。

⑦ 仕切弁

右開栓仕様とする。

φ350mm以下の仕切弁は、ソフトシール仕切弁を使用することとし、φ400mmの仕切弁は、必要に応じてバタフライ弁と使い分けることとする。また、φ450mm以上の仕切弁は、バタフライ弁を使用することとする。

⑧ 消火栓

別紙消火栓詳細図によるものとする。しかし、地区により若干修正があるので、監督員の指示に従うこと。

⑨ 空気弁

必要に応じて、市職員が指示する。

⑩ 弁筐等

新座市仕様の弁筐を使用すること。蓋の開閉方向は民地(歩道)側に開くことを基本とする。

⑪ 蓋の規格

幅員5.5m以上の車道はT-25、5.5m未満の道路及び歩道は、T-14とする。

2 埋戻し

① 埋戻し材料

石灰(粒状)改良土とする。片埋めにならない様にし、1層の仕上り厚は、20cmを超えないように、振動ローラーやタンパ等により十分に締固め、埋戻しを行うこと。

② 埋設シート

埋設シートは、管上300mmに管法線方向に設置するものとする。

3 試験

① 水圧試験

配水管の水圧試験は、0.75MPを標準とし、30分保持出来なければならない。

また、給水管の水圧試験は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第1条の基準を満たす様、水道法第25条の4に規定する主任技術者の責において管理すること。

② 竣工図等

直線部では50m以内に1箇所、異形管部及び土被の変化点及び仕切弁において、現況道路及び計画道路に対する土被りを計測し竣工図に反

映させること。

また、埋設位置は、埋め戻し前に、今後も残りうる工作物とのオフセット距離を計測し、竣工図に反映させること。

市監督員が指示する書式によって、数量計算書を遅滞なく提出すること。

4 その他

① 設計水圧

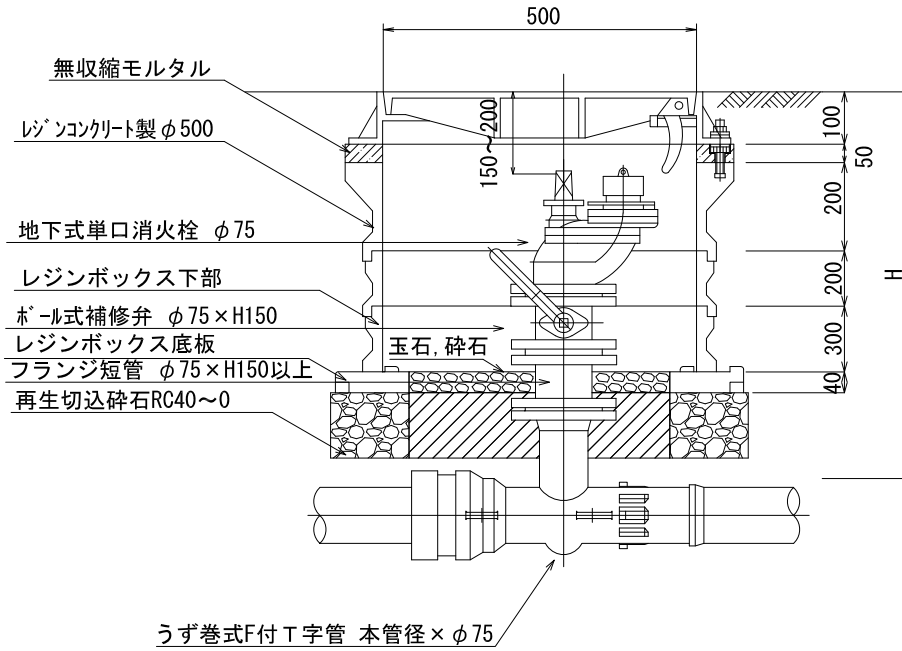
配水管の設計水圧は0.75MPを標準とし、送水管等の設計水圧は1.30MPを標準とする。

② 既存管の撤去等

既存管の布設替えが生じる場合、撤去は、開発行為により撤去閉塞するものとする。

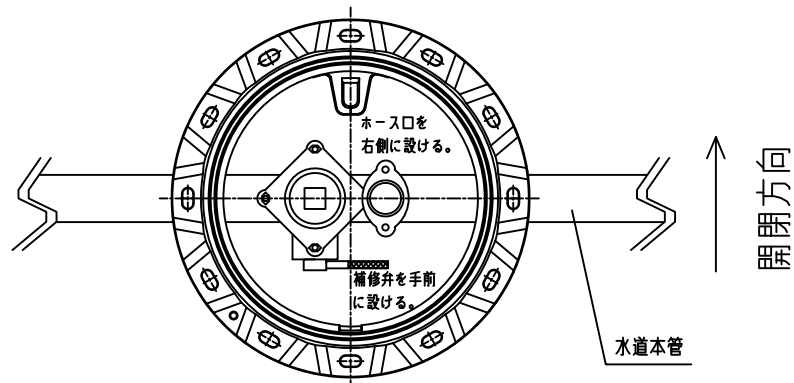
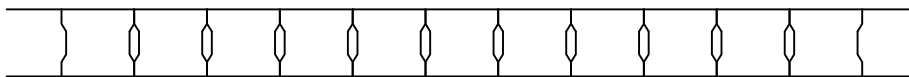
③ 本基準に定めのない事項については、必要に応じて市と事業者とが協議の上決定するものとする。

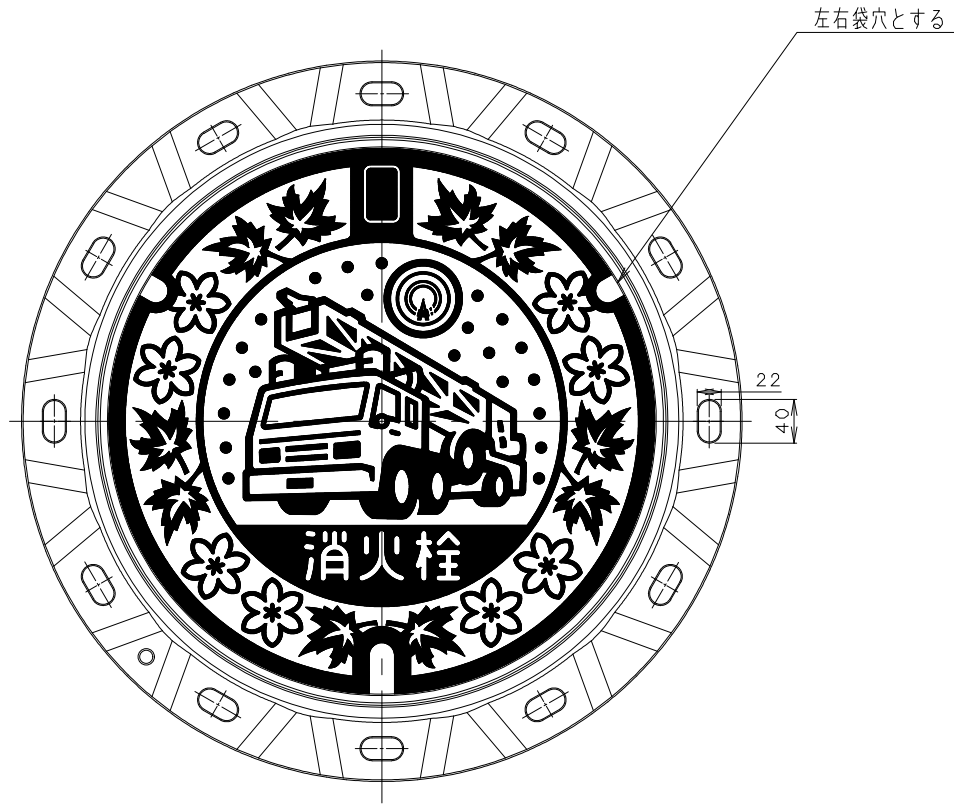
消火栓標準構造図 S=Free



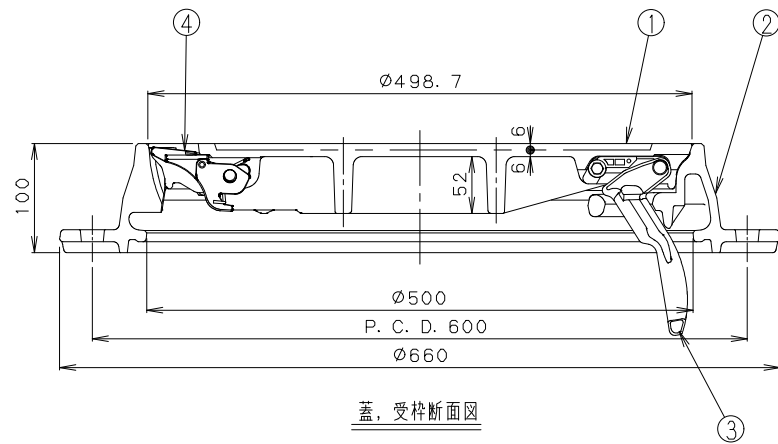
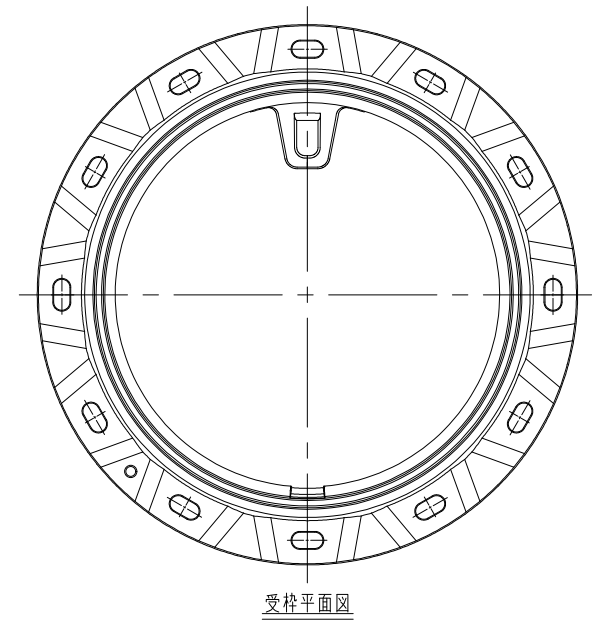
消火栓開閉標準図 S=Free

民地側

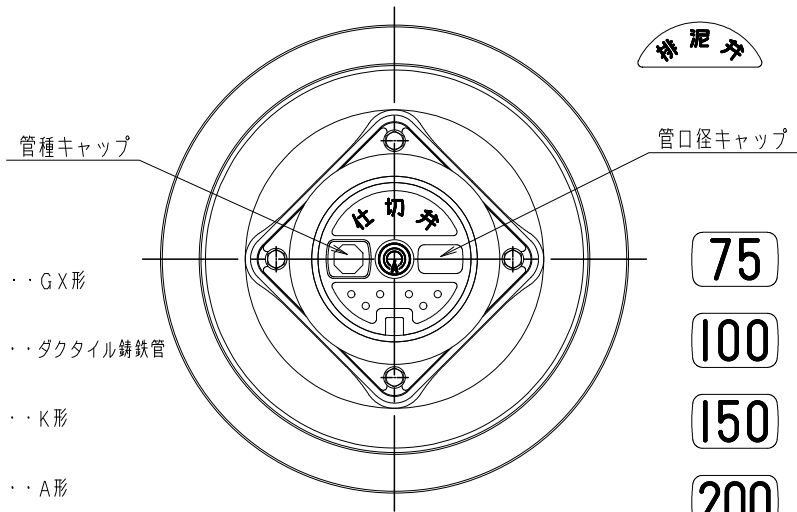




蓋，受栓平面図



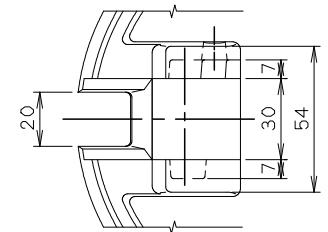
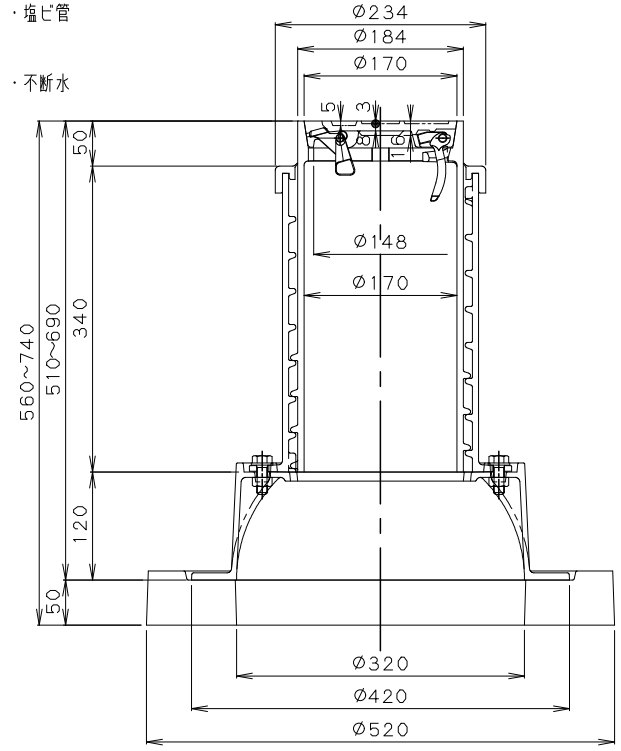
蓋，受栓断面図



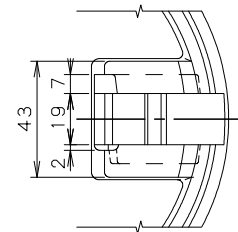
排泥弁

- GX** ... GX形
- D** ... ダクタイル鋳鉄管
- K** ... K形
- A** ... A形
- V** ... 塩ビ管
- 不** ... 不断水

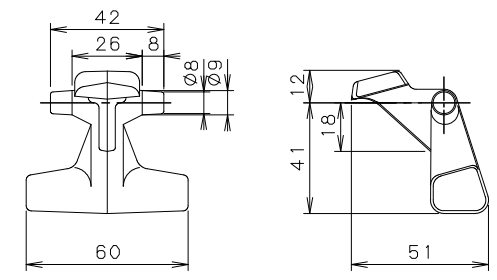
- 75**
- 100**
- 150**
- 200**
- 250**
- 300**



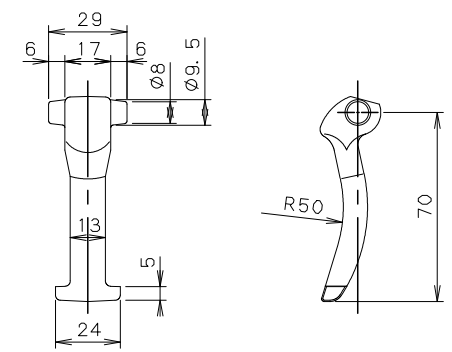
蓋裏閉塞蓋取付部詳細



蓋裏蝶番部詳細



閉塞蓋



蝶番金物

- (特記事項)
- 筐蓋には管種と管口径キャップを入れること
 - 不断水で割丁管及びストッパーの場合は **不** を入れること
 - 標記にない管種の場合は水道施設課と協議すること